



テミス通信

第 3 号 / 2013年5月

発行元：佐井司法書士事務所

佐井司法書士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



大阪市北区のバラ

風薫る五月、皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

心地よい日が続いています。日差しはありますが、外を歩いても汗ばむことなく爽やかです。上の写真は、成年後見人の仕事で訪問する道中、バラが、真っ赤な大きい花をつけ、風に揺れているところを撮ったものです。凛とした佇まいで咲くバラとは違った魅力があります。

さて、その四月、スタッフの山添が司法書士登録を済ませました。これからは、司法書士でなければできない執務についても、二人で対応できるようになります。所員全員が、化学反応を起こして、これまで以上に頑張ってくれるものと期待しています。

なお、五月号は、少し欲張って、盛りだくさんの内容となりました。まとめるのは、難しいものですね。その中の一つでも、楽しんで読んでいただければ嬉しいです。

会社の商号変更・本店移転

その時、登記の他に必要な手続きのリストを作成しました

会社の商号を変更する。会社の本店を移転する。めったにないことです。

事前に、必要な手続きの準備をして変更の日を迎えないと、期限に間に合わないことになります。

やるべきことのリストと、簡単な説明のペーパーを作成しました。

必要な方は、遠慮なくお申し出下さい。

テミス通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

「エンディングノート」は、お元気なときに

「エンディングノート」をご存知ですか？

書店には、様々なエンディングノートが山積みされています。ジャーナリストの金子哲雄さんの「僕の死に方 エンディングダイアリー 500日」という本があります。砂田麻美さんの、実父を撮影した「Ending Note」という映画のDVDもあります。（これはお勧めです！）

先日、濱垣吉宣様が主催する仏事勉強会「寺子屋法眞堂」において、【死】から始まる逆人生設計！の巻「遺言～エンディングノート～ライフプランニング」の中の前2つのテーマについて、お話しする機会を頂きました。そこで今日は、「エンディングノート」について紹介させていただきます。

「エンディングノート」にはどんなことが書いているのでしょうか？ 例えば、

- 1 私のこと
- 1 私の経歴
- 2 私の思い出
- 2 私の家族へ
- 1 いざという時のために
- 1 介護・看病についての私の希望
- 2 終末期の医療や死後のことについての私の考え方
- 3 生前予約・契約について
- 4 後に残す言葉／渡したいもの
- 5 私が入会している協会、クラブ、同窓会、組合など
- 6 遺言の有無
- 7 もしもの時に連絡してほしい親戚および友人・知人
- 8 慶弔の記
- 2 私の財産の記録
- 3 葬儀・法事などの希望



エンディングノートは、To do リスト

私は、旅行に行くときのために、荷造りリストを用意しています。旅を重ねる毎に、リストは改定されていきます。お正月準備の買い物リストも、同じです。ところが、終末に至るまでの経験は、そうあるものではありません。自分なりにバージョンアップしていくことが難しいです。そのために、エンディングノートはあります。エンディングノートは、やるべきことが具体化し、学び、行動に移しやすくなる。

だからこそ、元気な時に始める必要があります。

例えば、写真を貼りましょうというページがあります。人によっては、10年前のお気に入りの写真を探す方もいるでしょうし、写真館に撮りに行く方もいるでしょう。

例えば、終末期医療のページがあります。「自然に死を迎えたい」といっても、人によって「自然に」のとらえ方は様々です。任される側としては、具体的な指示がないと行動に移しにくいものです。エンディングノートを通じて、終末期医療についても、色々な段階があることが学べます。

エンディングノートは、決して一人では書かない

誰しも、最後の最後には、誰かに託すしかありません。家族であっても、他人であっても、そのために、エンディングノートを囲んで、ああでもないこうでもない話し合う時間をもつことが、双方にとって大切なことです。

「書き込んで安心、読んで家族はなお安心」というフレーズは、誤解を生む

エンディングノートで出来る事・出来ない事があります。書けば安心と思っていただくと心配です。

エンディングノートを一度手にとってみて下さい。そして、必ず、一度はご相談下さい。

この勉強会に参加して、今の自分、人との関わり、今後の生き方について再確認させていただきました。

非嫡出子の相続分、違憲？合憲？

結婚していない男女の間に生まれた「非嫡出子」の遺産相続分を「嫡出子」の2分の1と定めた民法の規定が、法の下での平等を保障する憲法に反するか。

最高裁判所の平成7年7月5日判決では、民法の規定は、法律婚の尊重と非嫡出子の保護との調整を図ったものであり、合理的理由のない差別とはいえ、憲法第14条1項の法の下での平等に反するとは言えないと判断しました。もっともこの時、裁判官15人中5人の裁判官が「相続での区別は個人の尊重と平等の原則に反する」「規定は今日の社会状況に適合しない」などとして「違憲」とする反対意見を述べています。

それから18年を経て、最高裁判所が審理を大法廷に回付したというニュースに、判例変更の可能性があるのではないかと注目されています。

相続は、私たちの暮らしに身近な問題です。皆さまと一緒に考えてみたいと思い、前号においてアンケートをお願いしました。以下は、その結果です。

(1) 結婚した夫婦間に生まれた子どもと、夫と愛人の間に生まれた子どもの相続分は2対1

合理的だ (9人)

不合理だ (10人)

(2) 同じ男女の間で、結婚をする前に生まれた長男と、結婚後生まれた二男の相続分は1対2

(婚姻の前後を通じて、父親が認知しないまま死亡した場合)

合理的だ (5人)

不合理だ (14人)

※なお、問2は、「被相続人が母の場合」でした。母が子を出生後、父と正式に婚姻したが、父の認知がなかったケースを想定しています。

回答の中には、父親に関する相続と考えていただいたと思われるものが多くありました。設問に、「婚姻の前後を通じて、父親が認知しないまま死亡した場合」と条件をつけたからだと思います。認知して婚姻した場合、あるいは婚姻後に認知した場合は、子は嫡出子の身分を取得して(これを準正といいます。)平等の相続分となるので、このような条件をつけました。また、父が認知しない限り、子は、父の相続人になれません。

被相続人は母であることを明確にしておく必要がありました。ミスリードしてしまい、申し訳ありませんでした。

アンケートによれば、皆さん、法律婚の尊重ということについては異論がないところでした。

その前提の上に、相続分を均等としないことについて、

合理性があり合憲であるとするご意見

結婚の意味を深めるため必要だと思います。

(40代 男性)

籍及び認知は大事だと思う。(40代 男性)

憲法第14条における、法の下での平等とは社会的秩序を維持する事を理念としています。従って、結婚しないで子どもを産むことにより社会的倫理観の乱れを抑止する力を持つと推測されるべきであり嫡出子と非嫡出子の相続分を均等化しない事には合理性があり、違憲ではないと思います。

(50代 男性)

古いかもしれませんが、婚姻は必要条件と思います。

色々な理由があるかもしれませんが、結婚が出来るか出来ないかの判断力をつくものですし、しないといけないと思います。(40代 男性)

法律で最初から嫡出子と非嫡出子が同等と定めてしまうのには抵抗があります。一夫一婦制をとっている以上、相続分が均等でないことには合理的理由があるのではないかと思います。(30代 女性)

平等に反して違憲であるとするご意見

生まれてきた子どもに選択権はない。生まれ方によって不利益が科せられるのは、差別であると考えます。(60代 男性)

先進国としての法律とは思えません。発想が平等性を欠いています。(60代 男性)

認知されていたなら、子どもは平等だと思いました。(50代 女性)

生まれた子どもは、平等に扱うのが妥当だと思います。(60代 男性)

法律婚尊重より、法の下での平等、科学的平等の方が優先すると考えます。(70代 男性)

同じ親から生まれた子どもは平等であってほしい。親の事情は子どもには関係ない事なので、受け取れる様になればいいと思います。(50代 女性)

生まれてきた子どもについては、落ち度もなく親も選べないことから平等に扱うべきと思います。現状は法律婚が前提でやむを得ないものの、今後、どうなるか注目したいです。(30代 男性)

家族関係は千差万別で、嫡出かどうかで一概に決めきれないというご意見も

一般的には法律に基づいた婚姻によって夫婦となり、家族生活を営み、協力し合いながら財産を維持運営するのが、社会生活を営む上でノーマルな人間としての摂理だと思います。その点で、嫡出子が当然同一生計の中で協力努力することが大前提になっていると解します。しかし、世の中には非嫡出子の方も存在し、嫡出子以上に貢献されている方もあり、

一概に2:1とか1:1とか言えないと思います。評価は難しいでしょうが、貢献度によって評価することが必要ではないでしょうか。(60代 女性)

嫡出子の相続も、被相続人が、誰に財産を譲渡したかで決まるかも知れません。この問題は、現民法が、正しいか、正しくないより今後の相続のあり方により変わっていくと思います。(60代 男性)

子どもの権利を守る立場からのご意見

DNA等の科学的証拠を使って処理すべき。嫡出子の問題に限らず、法律的手続の中に(書類だけでない)証明根拠を取り入れるべきと思う。

日常的な手続の中で一般人が気軽に使えるものとするべきと思う。書類のみに頼る制度とは決別すべき時期ではないか。(60代 男性)

法律だけに頼らず、自衛策を講じるというご意見もいただきました。

私が、夫の愛人に子どもができたなら。法律では平等でも、必死で自分の子どもに財産を残せるように努力します。本妻でも愛人でも、その立場に甘えないで自分の選んだ人生の中で工夫をこらして暮らしていきます。本妻でも愛人でも母であることは同じです。(50代 女性)

同じ父親の子ども同士で相続分の違いが存在するのは、何の罪もない子どもにとっては可愛そうなことだとは思いますが。しかし、どちらのケースにも生前に親が子どもたちに不平等感が生じないように前もって話し合っておく準備しておくといいのではないかと思います。(30代 女性)

社会情勢に応じて判例も変わっていくべきだし、法律改正も怠ってはならないという意見

法律は人が生活するためのものなので、絶対的なものではなく、改善変更や運用対応を社会情勢に応じて変えていくべきものと思います。残念ながら政治家、法律家、官吏はこれらの問題点に対する改善変更、運用対応の実活動が非常に遅い(議論はしても、問題が大きくなると動かない、問題を予測しては動かない)ように見えます。(60代 男性)



佐井事務所 スタッフ紹介



佐井 恵子
司法書士
好きな漫画
じゃりン子チエ



山添 健志
司法書士
好きな漫画
課長 島耕作



石飛 佐和子
事務局
好きな漫画
風光る



門垣 佳代子
事務局
好きな漫画
SLAM DUNK

先の最高裁判所判決以後、**国内の社会情勢**に変化はあったでしょうか。

統計によれば、婚姻届より先に子どもができたというケースが、1980年の12.6%から2000年には26.3%と倍増している一方で、2003年時点で、子どもの98.1%が嫡出子であるという状況から、日本においては、まだまだ「子どもができれば結婚をする」という意識が根強いことが伺えます。

また、1996年に選択的夫婦別姓導入とあわせて非嫡出子の相続分差別撤廃を含む民法改正案が策定されましたが、国会上程は見送られ今日に至っています。

国際状況に変化はあったのでしょうか。

国連人権委員会は、日本の相続権に関する婚外子差別について引き続き懸念を有し、(中略)民法900条4号を含む法律の改正のために必要な措置をとるよう」勧告しています。

最後に、私自身は、相続分に差をつける民法の規定は、やはり法の下での平等に違反していると考えています。

ただ、民法改正がどうなろうと、最高裁判決がどう変わろうと、今、自分自身ができることをやっておくことが大切だと思います。アンケートでは意見が分かれたのですが、何れの考えも肯定されるもので、親が、個別に家族の事情のもとに判断して決めてはいかがでしょう。日頃より、親の思いを子ども達に伝えておくことで、円満な遺産分割協議にゆだねたり、あるいは遺言を残しておくことによって、あなた(国)任せにしない相続とすることができるのではないのでしょうか。(佐井恵子)

佐井事務所スタッフ 他己紹介



スタッフの他己紹介、第2回目は事務局の門垣佳代子です。
入所6年目、明るく前向きでフレンドリーな彼女をご紹介します！



「成年後見業務は、門垣さんなくして成立しません。会計ソフトを駆使し、毎月の行動計画を建て、何人もの後見人さんの財産を管理します。『もう一人担当しても大丈夫？パンクしない？』と尋ねても、平然と『大丈夫ですよ！』と答えてくれる優秀で頼もしい人です。ちょっとりあわて者なところは私と双璧をなしているかもしれません。事務所には、なくてはならない存在です」(佐井)

「とってもスポーティな方です。テニスをしている姿は見たことがないですが、足繁くテニスの試合に通っているそうで、腕前は相当との噂です(笑)。前職でシステムエンジニアの仕事をしていたそうでパソコン関係にも詳しく、趣味も仕事も両立できる素敵な女性です」(山添)

「門垣さんは仕事も家庭も趣味のテニスもしっかり両立し、仕事で困った時はいつも助けて下さる憧れの先輩です。この4月から娘さんが中学に入学し、毎朝三人分のお弁当作りに奮闘されています。美味しい物への探求心が強い門垣さん。食べ物の好みも似ていて、卵好きという情報を掴んでいるので、卵料理が美味しいお店に行こうと計画中です！！」(石飛)

えがお基金のご紹介



皆さんは『公益財団法人 大阪コミュニティ財団』をご存知ですか？

大阪コミュニティ財団は、大阪商工会議所が企業や個人の社会貢献活動を支援するため、アメリカで誕生し発展している「a community foundation(コミュニティ財団)」を視察・研究して設立された財団で、企業や個人から寄付された基金により非営利団体の公益活動を支援しています。

私たちは、2年前より「えがお基金」という基金を設立し、ささやかながら寄付活動を行っています。ちなみに「えがお基金」は、成年後見業務で認知症の方や支える方々の大変さを知る中で、認知症サポーター養成や、認知症予防プログラムを実施している団体等の支援ができればという思いを込めた基金です。

大阪コミュニティ財団では、毎年「助成事業成果発表会」というものが開かれており、3月末に開かれたこの会に佐井と門垣で出席してきました。そこで、昨年助成(寄付)を受けた内の4団体があげた成果～発達障害の子ども達のためのイルカキャンプ開催や、みのお川を美しくするというものなど～を聞き、知らなかった団体の活動を身近に感じることができました。また、発表会を締めくくる総括は色々と鋭いものがあり、聞き応えがありました。中でも『社会事業の担い手として、単にあげた成果の数字に満足して終わるだけでなく、中・長期にわたる対象者への影響、そして事業実施の結果起こる広範囲の影響や効果を考えていくことが重要だ』という言葉は印象に残りました。

ここから、我が事務所で最近考えているCSR活動が結びついてきたのですが、この「CSR活動」がどういうものかは、また次回のテミス通信にて…。(文責・門垣 佳代子)

テミス通信、最後までご覧いただきありがとうございます。

- ・アンケートに多くの方が答えて下さいました。ありがとうございました。

第1問について、合理的・不合理の割合は、男性では6：7、女性は3：3。30代の方は、1：1。40代の方は、3：0。50代の方は、2：5。60代の方は1：4。70代の方は、1：1。80代の方は、1：0でした。

第2問について、合理的・不合理の割合は、男性では3：10、女性は2：4。30代の方は、0：2。40代の方は、2：1。50代の方は、1：6。60代の方は0：4。70代の方は、1：1。80代の方は、1：0でした。

- ・アンケート結果の文章中、婚姻届より先に子どもができたというケースの数値は、内閣府「平成17年版国民生活白書」のもので、嫡出子の割合を示す数値は、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2005年)」からのものです。

- ・右のイラストは、事務所のマスコットです。

「サイ」の背中の小鳥がみなさまとのパートナーシップを表します。



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただくと幸いです。

佐井司法書士事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブ ロ グ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>